

平成 26 年度第 3 回（平成 26 年 12 月 17 日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（6 名）

雪嶋会長、糸賀委員、新田委員、岸本委員、齋藤委員、佐竹委員、

図書館側委員（4 名）

藤牧中央図書館長、柴資料係長、喜多利用者サービス係長、佐藤こども図書館長

図書館事務局（3 名）

大瀧管理係長、萬谷管理係主査、管理係佐藤

2 場所 中央図書館 4 階会議室

3 議事内容

これからの図書館サービスのあり方について

【 会長 】

平成 26 年度、第 3 回の新宿区立図書館運営協議会を開催致します。この協議会は公開になっておりますので、傍聴されている方がいらっしゃいます。本日は 5 名の委員、野末委員、松井委員、大久保委員、中村委員、古味委員から欠席の連絡がありました。過半数は満たしていますので、この会は成立します。きょうの資料について、事務局から説明をよろしくお願い致します。

【 事務局 】

配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料ですが、「次第」のほか図書館資料 2、「返却者に対する貸し出し制限の改正（要綱改正）」という A4 サイズの資料と「新宿区立図書館の基本方針の改訂とサービス計画策定に向けて」という A3 サイズの資料、「新宿区区民意識調査」（速報版）以上 3 点になります。

【 会長 】

それでは次第を見ていただきまして、この順序で進めます。まず協議事項ですけれども、(1)です。図書館資料 2、「返却者に対する貸し出し制限の改正を（要綱改正）について」ということです。これについてですが、まずこの資料の説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

【 図書館側委員 】

利用者サービス係から説明させていただきます。お手元のレジュメに沿ってご説明をします。図書館資料 2、「返却者に対する貸し出し制限の改正（要綱改正）」を、ご覧ください。まず趣旨としては図書館資料の公平で円滑な利用を一層促進するため、未返却者に対する

貸し出し制限の開始を、現行の貸出期限から15日としているものを改め、8日に短縮する。併せて予約の取り消し等も定め新宿区立図書館管理運営要綱の規定を整備するというものです。この根拠ですが、(2)の所に示しましたように新宿区立図書館条例施行規則、の9条が根拠になっています。

次にどのように改正するかについて、過去の経緯とともに説明します。(3)の返却者の貸出制限等の経過比較の表をご覧ください。24年度までは、貸出期限から40日で貸し出し禁止としておりました。そして貸し出し禁止になると新たな予約ができないが、既に予約した図書館資料は予約順位が来れば貸し出し準備を行ないました。つまり貸出期限から40日を経過して貸し出し禁止になりますが、既に予約された資料については順番が来れば貸し出しの準備をしていました。貸し出しの準備というのは具体的に言いますと、電話やメールで貸し出しの準備ができましたとお客さまにお伝えすることです。

そして、25年度の4月1日より貸出期限から15日で貸出禁止とし、40日から15日に短縮しました。新たに予約はできないというのは前と同じですが、既に予約している資料は未返却資料が返却されるまで貸し出し準備を行わないこととしました。今回の改正ですが、貸出期限を過ぎて8日目で貸し出し禁止と短縮し、新たな予約ができないということは以前と変わらないのですが、既に予約していた図書館資料は返却するまで貸し出し準備を行わないということに加えて、督促ハガキの送付後1週間以内に返却がない場合はその予約を取り消すという取扱いに変更したいと考えております。なぜこのようなことをするのかと申しますと、実は25年度に既に予約した図書館資料が返却するまで貸し出し準備を行わないという方法をとったところ、それでもずっと返さない方が居ます。予約資料が用意ができていても関わらず返却されないため結局、予約が付いたままになっている資料が出てきています。このように貸出準備のできない予約のある利用者から延長の希望があった場合、電話であれば職員が調べて対応ができるのですが、ウェブ上での対応が出来ません。それを解消したいと思ひまして、今回、ご提案をしています。

(4)番の新宿区立管理運営要綱の改正ですが、別紙に新旧対照表を付けております。現行が右側で、改正案が左側になっておりまして、このように改正したいと考えております。今後の日程ですが、教育委員会や常任委員会に諮りまして、来年2月から周知をしまして、4月の1日から施行したいと考えております。

裏面にいきまして、参考資料の説明をしたいと思ひます。まず6の参考の①の表ですが、25年度に40日から15日へ短縮したときの効果を示しています。延滞期間が15日から39日までに、返却する利用者の数は減りましたが、1日から14日に返却する利用者が逆に増えてしまいました。今回、8日というご提案をさせていただきますが、このことによって資料が早く返却されるということを効果として考えております。

また、②については、23区の貸出制限開始一覧日を参考のために載せております。続いて、③ですが、特別区の区立図書館における予約解除の状況を載せています。19区については、新宿が24年度までやっていた方法をとっております。あとの3区、北区、文京区、

大田区、予約の解除を行う日はそれぞれ違いますが、各区ともやはり 1 週間前に書面で解除しますというのお知らせをした上で解除をしているので、新宿区もそれに倣う方法で今回、改正をしようと考えております。以上が説明になります。ご意見をお願い致します。

【 会長 】

ありがとうございます。それではこの貸し出し制限の要綱改正ですが、具体的には延滞した期間というものを短くして、規則が厳しくなりますが、その分、より返却を促すという、この件に関して、委員の皆さま、いかがでしょうか。自由な意見、感想などをいただければと思います。

【 運協委員 】

事務局に、お伺いしますが、返さなくて行方不明になった数は毎年、年にどのぐらいあるんですか。

【 図書館側委員 】

それは、延滞除籍資料数として統計をとっています。22 年度に関しては 1898 冊。23 年度は 1345 冊。24 年度は 1511 冊。25 年度は 1011 冊。26 年度は 1926 冊の本が返ってきていません。「新宿区立図書館資料の除籍・廃棄要綱」で貸出し時から 3 年以上経過したものは、除籍にすると定めています。

【 運協委員 】

じゃあ 1 万冊ぐらいの本が、行方不明なんだ。

【 運協委員 】

神田の 10 番町の駿河台を、下りた所に古書組合のオークションの建物があります。そこで毎週、一般書の市というオークションがありまして、その中に図書館のはんこが押してある本が、時々、出てきて流通しているのを見かけます。日本中だと相当の数になると思いますがこれはやはり流通の問題も含めて、どうしようということと、それから大学図書館の図書館印が押してある本もオークションに出されています。基本的に出されるはずはないのですが、出てくるんですよ。現実には中にはものすごく高い本が出てくるときもあり、それが盗品かどうかは、わかりませんが。おたずねしたいのは、図書館は廃棄する時は廃棄印を押すのか、ということです。

【 図書館側委員 】

押します。

【 運協委員 】

廃棄と押した本が出てくるなら分かりますが、廃棄と押してない本は今のよう形で、約 1 万冊近い本がどこから流れ出たのと、それから盗品かどちらかかしかないと思います。延滞者のブラックリストみたいな人は居るんですか。この人には貸し出さないとか貸さないほうが良いという人は、居るわけですか。

【 図書館側委員 】

返却するまで貸出記録が、ずっと残っています。

【 運協委員 】

その人が「また貸してくれ」って言ったらどうするんですか。

【 図書館側委員 】

そしたらそれは貸せないです。

【 図書館側委員 】

お返しをお願いしています。

区立図書館では、利用しないと、5年で登録削除していますが、延滞のある方についてはそのままずっと残しております。ですので、その方がおいでになったときには、返却していない資料があれば、お話をして返却を求めます。

【 運協委員 】

そういう人でも、来館して読むことはできますが。

【 図書館側委員 】

閲覧に関しては制限していません。

【 運協委員 】

それよりも返せば、また借りられるんですか。

【 図書館側委員 】

そうです。

【 運協委員 】

そのほうが、私、おかしいと思いますよ。返せば、また利用できるわけでしょう。

何年、延滞していてもその本を返せば、その日から本は借りられるんですか。それのほ

うが、私は不思議だ。

【 運協委員 】

要するに返さないという人は必ずどこの図書館にもおりますが、それに対する対策ということですよ。それはあんまり図書館が黙っていないほうがいいと思います。やはりちゃんと明らかにしていったほうがいいと思います。

【 会長 】

たしかに、その問題点というのは指摘したほうがいいと思いますが、それと別にこの8日に短縮するということで、より貸し出しが禁止される人が増えてくということになりますが、そのことについては、皆さま、いかがでしょうか。

【 運協委員 】

もちろん私は、この改正案について、賛成ですがこの議題についてあんまり運営協議会の時間を割くのはもったいないと思います。

もっと将来の構想とか、計画に時間を割いたほうがいいと思います。ただ一つ心配なのが、カウンターで職員がクレームを付けられたり、なんで借りられないんだというようなことで、職員の方の時間が取られたりするというのは本当にもったいないと思います。しかし私は8日でもまだ長いとっていて、他の区の例を見ると、港区とか、墨田区、中野区、杉並、葛飾はやはり1日ですよ。私、それでもいいと思うぐらい。これだってルールなんですから、「みんな、ルールを守りましょう」というふうに言っているときに、守らない人がなんでこんなに日にちに余裕が持てちゃうのかというのはおかしいとは思うんです。ただいろいろと仕事の都合だとか、休館日を間違えたとか、開館日を逆に間違えたとかということもあるんで、少々の余裕を持たせてもいいとは思いますが、基本的にはこうやって短縮していく方向で私もよろしいとは思いますが、もう1点お尋ねですが、予約に関して書面での督促となっていますが、この書面ははがきとか郵便でやるということですか。

【 図書館側委員 】

はい。今、考えているのは、はがきで、もちろん個人情報が出ないように書名の所にフィルムを貼ります。今もそのようにしておりますが、そのようなはがきを送る予定でおります。

【 運協委員 】

こういう方って、ちゃんとはがきは届くんですか。例えば転居してたりとかして、そのまま持っていくということがよくあると思います。だからそのコストも要するに・・・。

【 図書館側委員 】

そうです。督促ですが、前々月に貸出期限のある方にお出しをしております。その前々月にある方に対して、もう少し短くしたいという意見も図書館としてはありますが。例えば北区については「毎週1回督促状を出していますが、やはり経費も考えなければなりません。1カ月、前倒しにすると倍の数になります。

今と同じサイクルでやっていこうと考えています。先ほどもう少し短くしてもいいのではないかというご意見がありました。その辺りも私たち検討を致しました。けれども次の週の土日返却する方も結構いらっしゃるんです。うっかり1冊、忘れてしまう方もいらっしゃるんで、1週間の余裕を見て運用していこうと考えております。

【 運協委員 】

そういうことでしたら、それで結構です。この予約を取り消すということなんですが、これは全ての予約が取り消されるわけですよ。例えば1冊、延滞しているから1冊分とかということではなくて、1冊でも延滞があれば・・・。

5冊、予約していたものについては、全て取り消すというふうに理解してよろしいですね。

【 図書館側委員 】

はい。そうです。そのように運用しようと思っています。

【 運協委員 】

だったらここにちゃんと全ての予約をと、書いておいたほうがいいと思いますけども。

【 運協委員 】

何冊が上限ですか。

【 図書館側委員 】

10冊です。

【 運協委員 】

10冊。そうするとある人が「忙しくて返してる暇ないけど、取りに来たら返す」って言ったたら、取りに行くんですか。

「俺、忙しくて、返しに行く暇ねえんだよ」って言ったたら、どうするんですか。

【 図書館側委員 】

ブックポストが24時間、開いております。

入れていただければ、ご返却はできますので。

【 運協委員 】

「取りに来たら返す」って言っている人は。

【 図書館側委員 】

予約の入っている資料や貴重資料については、図書館職員が取りに行っています。

これを訪問督促といいます。訪問督促は月に2回ぐらい行なっています。

予約資料をお待ちの利用者に迷惑を掛けるのは避けたいというふうを考えて、取りに行っています。利用者から「取りに来い」と言われて行くわけではありません。

【 運協委員 】

今まで聞いていたところ、非常に常識的な意見ですが、これ法律の世界のルールの問題で、利用者のほうから言うと、悪い利用者であるけれども、一応、権利があると。

その中で、どの程度、図書館で規制できるかという問題でありまして、結構、難しい問題です。相手と自分の問題ということもありますし、他のルールを守っている利用者との関係の問題もありますし、それから実際、裁判にはならないと思いますが、なった場合の保証リスクというものも、この場合は教育委員会がやっていますから、公法上の問題で国家賠償1条で請求されてしまう可能性もあります。

その中で、何日ぐらいのゆとりを持たせるのが社会的にも法的なルールでも大体バランスがいいのかという点で考えますと、各区でものすごい対応が異なっているわけです。1日、2日という極めて短いことから、最長が江東区の1年まで。この1年というのは全くばかげてんじゃないかと思われかもしれませんが、これには根拠があるのです。なぜ1年説を採るかという、民法は120年も前の法律ですから、600条に貸主が返還を受けたときから1年以内に請求しなければならないという損害賠償の請求期限が1年以内ということになっていて、それで根拠があるのです。ですから江東区は、法律について、非常に勉強しているということなのです。ただ常識はないということなのです。

それからもう一つ、この港区他、6区は、2日。これはどこの条文かといいますと、597条1項、借り主は契約の定めた時期に借用物の返還をしなければならない。返還時期が何日というふうに決めてありますから、そのときから返還請求ができるということなのです。しかし、返還請求ができるということと予約を差し止めてもいいかとか、あるいは以後の貸し出しを禁止できるかという不利益処分とは全く異質なのです。

請求できても、一定の期間がなければ、請求できる期間の始まりとそれから実際の権利を行使できることの始まりは、ずれるのです。千代田区、文京区、大塚、教育に熱心な両区が1カ月間も取っていますが、大体、2週間でいいだろうと普通は思います。しかし、病気をしたりいろんなこともあるから人間というのはそんなに完ぺきでないから、どんなこ

とがあっても1カ月を超えちゃったらこれはできるよね。これは誰も反対がないよねという、いわばそういう意味で、1カ月なのです。

そして、その前の2週間あるいは15日、これは裁判の場合、判決の言い渡しがあります。翌日から起算して14日間が拘束期限なのです。そして15日目に自然確定といって、裁判が確定する。原則的に言うと、この14日、15日というのは日本の今までのルールとしては、原則型なのです。それに比べて、今回、8日あるいは1週間に短縮するということになる、その短縮するだけの根拠が普通のルールから離脱しますから、利用者側としては普通のルールよりも不利益な処分を受けるということになるので、その不利益処分を受けるいう正当理由があれば、これも認められるわけです。

例えば、出生届だったら14日間。ところが死亡届は14日間ではなくて、7日間。なぜ7日間かという、死体が腐ってしまうからです。早く行わなくてはならないという社会的要請がある。ということで短くなっている。そうすると14日あるいは15日より短くするのについては、それなりの根拠あるいは救済的なもの例外も認めるというような方法をとらないと、なかなか難しいんです。一律ではなく、正当な理由があった場合は、これを要するにルールは適用しませんよという方法で含みを持たせておけば、恐らく約1週間ぐらいまでは今の時代の流れですから、認められると思われる。しかし1日、2日というものは、いくら、条文に書いてあるといっても、図書館の借りる権利を差し止めてしまうわけですから、差し止め請求権が1日、2日ということはないのですよ。

日本で一番短い刑事手続きには、即時抗告という、例えば死刑の再審決定が認められた。ものがありまして、これは決定の翌日から起算して3日だったと思います。3日より短いルールというのは、日本の場合、刑事手続きでもないわけです。それなのに民事手続きの図書館の利用というもので、1日、2日説を採る港区以下については、リーガルマインドが極めて欠如していると思われる。その中で1週間というのは、今の時代の流れとしてはそれなりの根拠があるわけですが、ただそれを認めるためには、この条文の書き方をもう少し工夫していただきたいと思います。

特に未返還に対する措置。18条。これがポイントですが、ここに貸出期間が満了した日の翌日から起算して7日以内にやりたいときは、停止すると。ただし正当な理由がある場合は除くというような形で、正当理由の場合はガイド基準を設けるということがあっていいのではないかと思う。その場合も「停止する」ではなくて、「停止することができる」というように、必ずしも停止しなくてもいいような、そこに行政側の裁量を置くことと、正当な理由がある場合には停止しないという二重に押さえておけば、2週間から1週間にするにしてもそれなりの救済期間はあるので恐らく認められるのではないのでしょうか。

この場合、図書館の借り出しの場合は民法で言うと、使用貸借の問題なのです。今まで使用貸借というものは、賃貸借と違ってほとんど問題になっていませんでした。大学の法学部でも教えてくれないぐらいです。なぜかという、裁判がなかったから。しかしここへ来て、使用貸借について、少し問題が出てきたわけです。それで刑法の問題も併せます



し、それから民法の契約法 400 条ぐらいを改訂する中でも使用貸借についてのいろんな規定を拡充して、適応しなかったものを大幅に適応するという方法に変わろうとしているところです。そういう意味で 120 年前のルールは今の社会に合わないの、それはどうやってうまく合わせるかというそれが法律家としては悩めるところですが、今、この消費者契約という契約法ができて、この図書館で借りる契約も一方が個人で一方が新宿区だと消費者契約法の適応があるというふうになる。消費者に著しく不利なルールを作ると、それはいくら作っても「無効です」と言われてしまう。せっかく作っても駄目になってしまう。「一方的に規制をするということは、過剰な規制である」と、「消費者の利益を損なうんだ」と言われてしまうと難しくなるので、今みたいな方法で 7 日間にするのは、私もいいと思いますが、留保条件を付けておいて含みを持たせておくと裁判になったとき、ならないと思いますけど、なったときには、絶対のルールではなく、正当理由もあるし、そういう裁量も置いていると言える。それから先ほど本を返さない人の場合については、これは貸し出しの制限の問題ではなく、こちらの場合は損害賠償請求の問題なのです。これは実質は違って、本来だったら、支払い督促とかいう方法をやって、それはやってもらって結構ですが、簡易裁判所の支払い督促というものを利用されたらいいと思う。費用も手続きも簡単ですし、できるはずなんです。単に書面でやっても全然、意味がないし、コストも掛かりますから、全部についてやる必要はないけれど、特に悪質なものについては、利用されたらいいのではないかと思います。

それからもう一つ言いますと、予約と貸し出し制限がリンクしているわけですが、予約も一つの契約とみなします。平成 24 年度までは予約を一つの契約として考えていたえわけですからこの予約の所に、「新たな予約はできない」「既に予約した図書館資料は、予約順位が到来すれば貸し出し準備を行う」としていました。既にということは、先行している予約については別の契約だから、法律的に合理性があるわけです。

しかし、今回、いわゆる極めて悪質な人を排除したいということで、予約の契約とはまた別に新しく書面督促を入れたために、従来の予約と差し止めとの関係が完全に一体化してしまうと、これは何のための予約なんだということもあるわけです。10 冊のうちの仮に 1 冊、いわばルール違反があったとしても、まだその人に権利として残っていて、それが予約で到来したならばそれを貸すというのは、あながち不公平とは言えないわけであって、それはなぜかという、本の予約なり、貸し出しというのは貸主、借り主とともに客体物は本で、一つ一つの契約が異なるのです。そこにはある意味、10 冊一度に借りれば一つの契約のように見えますけど、一つ一つを見ると、1 冊ずつ対象が違いますから、A の本を借りる契約と B の本を借りる契約が違うし、あるいは C の本の予約契約も違うというふうに考えるとそのようにしたほうがいいのではないかと。ですから何でもかんでも、一蓮托生のようにするとどっかにやはり無理があって、そこに受け入れる口があるので、そこはやはり謙虚に分離して、悪質な人を排除するというのと予約の完結権の権利行使は、また別に考えたほうがいいのではないかと思います。

【 会長 】

大変、参考になるご意見をいただき、ありがとうございます。法的な問題というものを今ここで十分に考えられたものではないということもありましたが、もし別にする場合はこの1週間後まで返却しないという今回の改正後の予約の扱いは、法的にするとどういふふうになるのでしょうか。

【 運協委員 】

要するに18条で未返却になって、措置がされる前に予約されたものについては、予約のほうが先行していますから、それはやはり貸さなくてはいけないのだと思いますよ。その後、要するに18条の措置がなされた後の予約されたものについては、貸す必要がないという方法で、一応、線引きができるのではないのでしょうか。例えば登記で考えると分かりやすいと思うのですが、1番最初に所有権移転の書類がそろわない。そういう場合に所有権移転仮登記というものをやるわけです。それからAさんからBさんに所有権を移すとき、例えばAさんが悪い人で、Cさんに二重売買して、所有権移転登記をしてしまったとします。しかし、移転登記がされても最初の仮登記の順位補てん項というものがあるので、2番目の登記が無効になって、もう一回仮登記に基づく本登記がされると、Aさんの権利が生きるといふ形になっています。法のルールから言うと、この18条の措置がこれ不利益処分ですから、それがされる前になされていた予約が到来した場合については、これはやらざる得ないのではないかと思います。その後予約はさせないが、以前の予約については、これは拒絶できる理由があるのではないか。正当理由があるのではないですか。その辺で分けるのが、やはりルールの的には分かりやすいと思います。

【 運協委員 】

いや、すいません。あんまりこれに時間割くのもったいないと思うのですが、ただその今のお話と違うのは、その本は今度は別の人も読みたいんですよね。

【 運協委員 】

はい、それは別の人もその本を読みたいことはそうなのですが、一応、10冊を枠組みとして一定の人に貸すということをあらかじめ承諾しているわけですよ。

【 運協委員 】

だけど、公共の利益を考えたときに、そのために他の人が不利益を被るわけなので、その利用の権利を停止されるのは、やむを得ないと思うのですよ。それはこの施行規則の中でも、例えば19条の利用の制限で、教育委員会はやはり利用者がこういう要するに迷惑行為をし場合には館の利用を制限し、または停止することができるというようになっているわけですよ。だからずっと本を返さないということは、私はここでいう迷惑行為に当たる

と思うのです。特に私はその人の権利は尊重したいけど、その結果、他人に迷惑を掛けて  
いるわけなのでそこを考えれば、私は、予約についてもその権利が停止されることは、や  
むを得ないと思う。おっしゃることはよく分かるんです。その契約自体は不法行為とい  
うか、条例違反の行為を起こす前になされた契約だから、それは有効だろうという解釈です  
よ。その結果、今度は他の人の権利を侵害するということが、想定される。つまり本を返  
さないがために予約をかけてしまうと、別の人がその本に対して予約をかけているのに、  
今度、その人が使えなくなるわけですから、それを考えた場合には、予約が不法行為の前  
の契約であっても、その契約が有効ではなくなるというんですかね、法律の専門用語はよ  
く知りませんが、停止する。その予約自体が停止してしまうという。それは十分あり得る  
んだろうと思います。

いずれにしてもこの他の条文との関係や民法との関係で、確かに一概に図書館だけの判  
断ではできないということは今のご説明でよく分かりました。改めてよく事務局でも検討  
されたほうが良いと思うし、さっき齋藤さんが言われたように私もただし書きを付ける必  
要があると思いました。正当な理由がある場合には、やむを得ないとか、停止することが  
できるというふうに改めたほうが良いということはよく理解できました。それは確かに、  
私もそうしたほうが良いと思います。ありがとうございました。

#### 【 会長 】

この議論だけに時間を使うわけにもいきませんので、これまでの議論を踏まえていただ  
いて、図書館で条文の修正を含めて、もう一度、検討していただければと思います。教育  
委員会でも議題になるということですので、打ち切って、次に進みたいと思います。よろ  
しいでしょうか。

では次の議題に移りたいと思います。(2)「新宿区立図書館基本方針の改訂、サービスの  
計画の策定について」ということです。これについて説明をしていただきたいと思いま  
すが、よろしいでしょうか。お願いします。

#### 【 事務局 】

前回の会議では構成案を事務局で作成しお見せすることになっていましたので、先日、  
先に送付しました A3 両面 3 枚の新宿区立図書館の基本方針の改訂とサービスの計画策定に  
向けてという資料を作成しました。この資料、量がたくさんありますので、10 分ぐらい説  
明にかかると思いますので、よろしくお願いします。

まずこの資料の見方ですけれども、九つの項目に分けて整理しました。1 番最初が「新宿  
区立図書館基本方針とサービス計画の位置づけ」2 が「検討・策定・実施のステップ」3、  
「公立図書館をめぐる近年の動向」4、「新宿区立図書館をめぐる状況」続いて 4 とありま  
すが、誤りなので、すみませんが、5 に修正してください。5、「図書館評価の取り組み状況」  
6、「区民意識調査、(図書館サービス)の概要」続いて裏面をご覧ください。7、「現行新宿

区立図書館基本方針の構成と達成自己評価」8、「新宿区立図書館運営協議会のこれまでの検討の整理」次のページで、真ん中辺りに、9「基本方針に盛り込む使命・目標・指標についてのワークシート」このような構成になっています。2枚目の裏面以降はデータとして添付しましたが、後ほど説明していきます。

では1枚目に戻ってください。「新宿区立図書館基本方針とサービス計画の位置づけ」です。新宿区は平成19年に新宿区基本構想と新宿区総合計画を策定しています。基本構想では3つの基本理念を踏まえ、おおむね20年ほど平成37年を想定した新宿区の目指す姿を定めています。そして総合計画が区の最上計画で、各分野の個別計画を総合的に調整する指針です。図書館基本方針は、教育ビジョン、第三次実行計画等の達成に向けて、図書館の使命、指針および目標とそれぞれの達成状況を示す指標、目標値を示します。サービス計画は、方針達成の具体策や重点、優先事項を明らかにし、実行計画と整合させます。またサービス計画は達成状況の点検評価に基づき、都度、内容等を改善し、実施していきます。それが基本方針とサービス計画と区の基本構想との位置付けになります。

続いて、2、「検討・策定・施行のステップ」です。留意事項にありますように、区総合計画は平成29年に改定予定。第四次実行計画は、平成27年度に策定し、28年度から3カ年計画の予定となっています。この計画と合わせるために図に表しましたが、来年はパブリックコメント等を行い、28年度から施行していきます。

次に3、「公立図書館をめぐる近年の動向」です。①政府会議体の提言、政策、報告等は、1から5に書いたものがあります。②公立図書館関連の主な法改正では、平成20年に図書館法が改正されたり、平成24年には望ましい基準の改正がありました。国会図書館法と著作権法の改正により図書館資料の自動公衆送信に係る規定が整備され、本格的にいわゆる電子書籍に対応することとなりました。今後の改訂として平成27年に学校図書館法改訂。平成28年に施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などがあります。この間の公共図書館の変化、通信機器利用状況、日本の出版の販売額推移、電子書籍の市場規模、電子書籍導入図書館などについては書いてある通りです。詳細は後ほど説明します。

次に4、「新宿区立図書館をめぐる状況」です。主な動きとして、平成20年に新宿区立図書館基本方針を策定。平成21年にIC化のシステム、インターネット検索、利用端末の設置。平成21年から23年にかけて、地域図書館を指定管理者にし、開館時間を拡大しました。平成22年に新中央図書館基本計画を策定。平成24年に第三次新宿子ども読書活動推進計画を策定。平成25年7月に中央図書館子ども図書館が移転しました。統計の比較として、20年前の比較や23区との比較については表を見てください。

次に5、「図書館評価の取り組み状況」です。新宿区立図書館は、昭和47年より前年度の、業務実績をまとめ、冊子として配布、公表しています。特に創刊以来、サービス考果として上記20年前との比較に書いてある7項目の指標を設けて公表しています。評価は新宿区

外部評価制度、教育委員会点検評価をはじめ指定管理者を導入してからは、その評価も行っています。

次に6、「区民意識調査の概要」です。先日、「新宿区区民意識調査（速報版）」を送付しましたので見ていただいていると思いますが、そちらを見ながら簡単にこの全体の流れをお話ししていこうと思います。まず最初に課題別の利用する情報源の媒体で、仕事とか学業の課題解決に役立てる情報の取得、それから悩みや困りごとの解決に役立てる情報の取得方法。それから教養、レクリエーション、興味や関心事に関する情報の取得方法などをお尋ねしました。これは全員にお聞きしました。

次に2番が新宿区立図書館の利用有無について、こちらも全員に回答していただきました。そして利用したことがないという方への質問と利用したことがある方への質問を、それぞれ行いました。新宿区立図書館を利用しない理由は、利用する目的がないからという方が約5割で、最も高かったです。それから利用した図書館サービスは「図書館資料提供サービス（閲覧、貸出、複写、予約、リクエスト）」という基本的なサービスを9割近くの方が利用していただき、これを受けた評価をいただきました。おおむね7割以上の方が満足、やや満足とお答えいただいています。また今度、全員に今後、利用してみたい図書館サービスをお尋ねしたところ、一連の基本的なサービスが7割代半ば近くで最も高く、続いて、「文化・集会サービス」「インターネットでの検索や予約サービス」という順序になっています。

次に新宿区立図書館を特に利用したい日と時間帯をお尋ねしました。そうしたところ、平日または土曜日の午後12時から17時という方が2割代半ばで最も高く、日曜、祝日の午後12時から5時が2割代半ば近くで続いています。このうち平日を利用したいという方に特に利用したい曜日についてお尋ねしたところ、4割の方がいつでもよいと答えて、続いて土曜日、水曜日、金曜日の順となっております。

また最後に全員の方にお尋ねして、「公立図書館の新しい取り組みで最も期待するサービス」というものをお尋ねしたところ、「身近で便利な所での貸し出しや返却ができるサービス」というものが3割近くという結果が出ました。昨年、1度、検討しました月曜日、一斉休館の解消に向けて、休館日設定をいつにするか、また今後の図書館サービスを考える上で参考となる回答を得ることができました。利用したことがない方の回答で、「利用する目的がない」という方が半数も居たこと、それから場所の問題などは、図書館に期待するサービスでお尋ねした「身近な所でのサービス」や「電子書籍とか音楽配信などのサービス」を行うことなどで、「利用する目的がない」とお答えいただいた方への解決方法の1つになるのではないか、など今後のサービス計画策定に役立つような結果を得ることができました。

続いて、7、「現行新宿区立図書館基本方針の構成と達成自己評価」です。1章、2章については、割愛しまして、3章で、具体的な取り組みを書いていますので、この取り組みを自己評価してみました。二重丸（◎）というのが、当時の想定以上の達成。丸（○）はおお

むね達成。三角（△）は一部達成。ばつ（×）は未着手としました。このうち◎としているのは、(1) 蔵書充実の2行目の「録音図書（デージー）」です。前回、障害者サービスの拠点は戸山図書館ですというお話を、利用者サービス係長からしました。録音図書は視覚障害者等が利用するものですが、平成21年以前は年間に10タイトル前後の製作でしたが、音訳ボランティアの養成講座を行い、音訳ボランティアが36名から52名に増えたことに伴って、去年は60タイトル作成しました。貸し出しも1566タイトルから4894タイトルと、約4倍に増えています。それで◎としました。逆に未着手のものがありません。これも(1)、蔵書充実の2行目の終わりから3行目の「マンガの選書基準の検討」と、第5章、②地域図書館の見直しの所です。マンガについては、新中央図書館で収集していこうということになっていました。その新中央図書館の建設時期は改めて判断することとなっていますので、その時期に合わせて検討していきたいと考えているところです。この他はおおむね達成だったり、一部達成というような自己評価を付けました。

次に8、「新宿区立図書館運営協議会」でのこれまでの検討の整理です。昨年7月から前回までに検討してきたものを、望ましい基準の体系で、議事録より要旨を抜粋し整理しました。第2、公共図書館の1、管理運営の①。方針・計画策定の所の黒星三つ目をご覧ください。今年の3月に糸賀先生から講義していただいた基本計画を策定する際の要点をまとめたものです。計画を考えるときは、地域の特性を把握することが大切であるというお話をいただきました。そこで資料2枚目の裏面と3枚目両面に、資料を添付しました。

2枚目の裏面は、本日、机上配布しましたが、「新宿の図書館2014」の8ページと同じものです。こちらに区立図書館の現行サービス、資源が一覧となっているので、添付しました。また3枚目には男女の年齢別構成の新宿区と全国の比較。夜間人口と昼間人口の推移、新宿区の総人口の推移と予測、裏面に就労の状況などを載せたものを資料としました。

また2枚目に戻っていただきまして、2、「図書館資料について」です。電子書籍については、同じく3月に成瀬委員から講義いただいた内容をまとめました。成瀬委員のお話から半年ほどたっていますので、補足として資料1枚目の統計、のところに現在の数字を書きましたので③「参考の統計調査」という所をご覧ください。通信機器の利用状況で通信機器の世帯保有率ですが、スマートフォンはこの3年間で急増し、9.7%から62.6%、52.9ポイントも増加しています。タブレット端末も14.7ポイント増え、逆に携帯電話、固定電話、パソコンはこの5年間で保有率が下がっています。

続いて日本の出版販売額の推移です。こちらはちょっとスペースの都合で詳しく書けなかったのですが、『学校図書館2014年9月号』と『出版ニュース2014年8月号』によれば、書籍については平成8年がピークで7年連続のマイナスとなっています。雑誌については、平成9年がピークで、16年連続の前年割れとなっているというのが現在の出版販売額の推移になります。逆に電子書籍については、平成25年度の電子書籍の推定規模というのが電子書籍936億円、電子雑誌77億円と併せて1013億円となっており、対年費、250億円増と急成長をしています。急速に普及したスマートフォンやタブレットに加えて、Kindleスト

アやKoboストアなどの電子書店の発展と成長が大きな要因となっています。これを受けて電子書籍の導入図書館というのも年々、増えています。平成19年1館というのは千代田区立千代田図書館でしたが、今年までに全国で31館が導入しています。これが現在の出版状況になります。

続いて2枚目の最初の所に戻ります。下のほうです。図書館サービスに関することについては、たくさんのご意見を今までにいただきました。サービスポイントは現行の基本方針に掲げていた。ITやシステムの充実ということよりも人と人が対面して行うサービスや情報活用能力を伸ばす取り組みについて、それからリラックスできるようなスペースをとというような意見をこの運営協議会でいただいています。また子どもへのサービスや高齢者、障害者といった利用者に対応したサービスなどの意見もいただきました。以上の諸条件、検討内容を踏まえ、9、「基本方針に盛り込む使命、目標、指標についてワークシート」で、きょう、議論を進めていただきたいと思います。

最後にこのワークシートについて、少々説明させていただきます。まず①の「使命を考える」です。この四角枠の下には、区の主な方針に掲げる使命を参考に書きました。いわゆるキャッチフレーズみたいなもので、新中央図書館基本計画のコンセプトですと、「伝える、支える、集う」というようなものをこの基本方針の使命として挙げていただければなと思っています。

②「方針と目標像および指標を考える」です。右表について説明しますと、まず事項というのは図書館運営で重要なキーワードの「資料・施設・設備・管理・運営・サービス」これを大項目として分類しました。その右の各事項の方針と目標像は望ましい基準の公立図書館に掲げられている条項を、この「人・資料・施設・整備」という大項目と照らし合わせました。「各事項の方針と目標像」の中にかっこで記号が書いてあります。こちらは新宿区立図書館の現状を記号で表示しました。○は取り組んでいる、△は一部取り組んでいる、×は取り組んでいない、ということを示しました。おおむね○ですが、現在行っているサービスについては引き続き行っていくというものもありますし、さらに発展した何か考え方を変えて行くとか、そういうようなことも考えられると思いますが、一応、現在、取り組んでいるか、取り組んでいないかということだけ表示しました。

続いて、重要度なんですけれども、こちらは「高・中・低」で委員の皆さまに考えていただきたと思った箇所です。例えば事項の「人」で、高齢者については、今のところ大活字本の提供とか、そういうものしかやっていませんが、今後は高齢者が増えていくのだから、高齢者向けのサービスをしていくということで重要度が、高いんじゃないかとか、そのような感じで考えていただければと思います。

続いて、「指標と目標値」についてですが、現在、提示できる指標です。高齢者とか、障害者のサービスでしたら家庭配本の回数とか、貸出冊数などを表示することができまして、現在、月に100件のものを150件に増やすとかそんなような感じで、指標とか、目標値で抽出することができるというものを、羅列させていただきました。以上、長くなりました

が、これらの情報から新宿区立図書館基本方針に盛り込むべき内容を、委員の皆さまに考えていただきたいと思います。説明は以上になります。

【 会長 】

ありがとうございました。タイムリーな資料でなかなかこれ読み込むのが大変ですが、まずこの資料について質問のある方は、発言いただけますでしょうか。まだ特に発言されていない方もお願い致します。

【 運協委員 】

よろしいですか。2枚目のこの基本方針要綱の資料の4、指標等についてのワークシートについてなんですが、この中の重要度を「高・中・低」で考えていただきたいということで、ちょっと考えてみたんですけど、「人」という事項です。ここの中に児童・青少年・高齢者・障害者・乳幼児とその保護者・外国人というのがありますが、私がすごく不思議というかビックリしたのは3枚目の図1の住民基本台帳人口の年齢別構成を見ますと、新宿区の場合は全国と違って25歳から55歳ぐらいまでの働く現役世代の方たちが非常に膨らんでいるんですよ。これすごく珍しいことですが、これに着目して、この世代に対して、この図書館の魅力、図書館行くといろんな情報を手に入れられるよとか、そういったことをアピールしていくのを考えてみてはいかがかなのかなと思いました。

【 運協委員 】

おっしゃる通り、これは望ましい基準が悪いんです。私は望ましい基準の策定に関わりましたが、現役世代のことが書いていないのです。それは策定の会議でも随分、言ってきました。

だからここには現役世代のことが取り上げられていないのです。それはぜひ私も考えていただきたいです。現役世代、特に30代、40代。実際に社会で働いていて、言ってみたら、税金もかなり納めている世代です。その人たちへの配慮というのは、図書館もするべきだと思います。優先順位は高いのか、中くらいか、低いかわかりませんが、本当は項目として欲しいと思います。

【 運協委員 】

今のことに続きますが、私は1ページの右側の6、「区民意識調査の概要」で利用したい時間帯という所がありますが、この時間帯についても「平日または土曜日の午後、12時～17時」「日曜祝日の午後12時～17時」が1位、2位と続いています。このことについて、調査結果は確かにそうなんだろうけれど、働いている人というのは、そんな時間にはあまり行かないのではと思います。そして、「平日または土曜の午後17時～20時」「平日または土曜の夜間、20時～22時」が3位・4位になっていますが、私は、開館時間をもう少し延



すという方針がいいと思います。なるべく使いやすいような運営にしてもらえたらいいと思いますがいかがでしょう。

#### 【 運協委員 】

前の委員会が基本計画を作ったときに、かなり不透明であったけど、新宿区立図書館というのは新宿区民の税金で作られていることに間違いのないのだけど、大変多くの企業が新宿区に対してやはり税金を負担しているわけです。新宿区に住んではいないけれども、新宿区で仕事をやっているという方が多くいます。どちらかというと、住居地区が多い世田谷区立中央図書館などと違って、もう少しグローバルというのか、コスモポリタンというのか、メトロポリタンというのか。千代田区立図書館のように新宿区民だけじゃなくて、東京全体とか日本全体の中の新宿図書館という役割も少し持つべきなのではないかということをごだいぶ協議しました。例えば商工会議所の中にある図書室は、やはり統計類がたくさん集まっている人があそこへ資料を取りに来るのですが、新宿区立図書館というのは誰のためにどういう役割があるのかということをごだいぶ協議して、計画の中に入れて欲しいとしたはずで。先程、事務局が言ったように高齢者であるとか、この辺に住んでいる人が歩いて来られる地域帯だということだけでいいのか、新宿区立図書館というのはもう少し日本全体を見る必要があるのではないのかというようなことを前のときにはごだいぶ議論した覚えがあります。このあたり糸賀さん、どうなんですか。新宿区の図書館というのは、

#### 【 運協委員 】

新宿は恐らく、企業は多いです。先程、事務局が言っていた人口や年齢構成だけど、これはいわゆる夜間人口の構成で昼間人口は全然また違うと思うんですよ。

先程の「区民意識調査」結果にあった昼間、平日の午後、使いたい人たちというのは、例えば会社の昼休みだとかかなのかどうか分かりませんが、とにかく新宿区には住んでないんだけど、法人税とかで税金は別の形で納めている方々への配慮というのはやはりどこかでしなければいけないと思います。先程のその利用したい時間帯については、昼間、来ている方はあんまり土曜、日曜、新宿の図書館を使う機会はないわけですよ。そうするとやはり年齢等のクロス集計をして、年齢あるいは男性女性でもいいですが、この午後1位になっている平日土曜の午後に使いたい方はどのような方なのか。第2位の日曜、祝日の午後といった時間帯に使いたいと思っている方々は、どういう年齢なのか。もう少し分析して、そこから9番のワークシートの優先順位を考えていきたいと思います。

やはり新宿区としては、今、新田委員が言われたように、昼間、特に働いていて必ずしも新宿区には住んでいない、そういう人たちへのサービスはどのように考えているんだということは、それは今、グローバルな視点というふうに言われたように、確かに世界からのいろんな国籍の方、あるいはいろんな言語をもともと使っている方々への配慮というのは、それで変わってきてしまうと思います。どういう言語の資料を必要とするのかという

ことも含めて区としてどう考えているのか。必ずしも新宿区にお住まいではなくて、仕事であるいは学校に、いらしている方々へのサービスというのはどう考えていくべきか議論が必要であると思います。

#### 【 会長 】

資料にも昼間人口と夜間人口の差がありますので、こういう理由が明らかですけれども、千代田区立図書館が非常にクローズアップされたのがその昼間人口にサービスしようというそういうことでした。新宿区も同じような状況でしかも千代田区ほどの差はないわけですけれども、50万人ぐらいの差ありますよね。

ですからこの部分を図書館として取り込むかというのも、この基本方針に入れるのか入れないかというのは大きな違いだと思います。

あと例えば角筈でもそういうのをやっているとは思いますが、利用動向などがこの資料に載っていませんが、図書館はどういうふうにお考えでしょうか。

#### 【 図書館側委員 】

経営資源の一つには、財源という大きなものがありまして、区民や利用者の方々の税負担でこの図書館というの成り立っているというのが大前提としてあります。23区の場合、東京都が23区の法人住民税や固定資産税をまとめて徴収している。

東京都はそのうちの約半分を大都市事務として、東京都がそれを留保しています。残りの約半分を23区で分けています。

従いまして、通常の自治体ですと、やはり税金を払って運営しているんだから、税金を払ってない層に何かサービスをするのはおかしいという議論がありますが、私は23区の場合はこのような特有の税負担の構造になっており、これもやはり日本の首都というか、大都市ということでもありますので、先程、委員がおっしゃられたようにこういった昼間人口によって、東京というの成り立っている部分がありますし、その経済波及効果もわが国をけん引しているという部分がありますので、今、おっしゃられるように住んでいる方もさることながら、区内に学んで来られる方やあるいはその在勤の方々に対するサービスをこれから考えていかななくてはいけないと思っております。

今後の取り組みですが、例えば、電話でレファレンスを受けるというサービスを新宿区立図書館で行っていますがあまり知られていません。新宿区に立地している中小企業の方ですとか、お勤めになっている方、あるいはお住まいで自営で何かご商売をやっていらっしゃる方が「こういった資料ないか」、「こういったことを調べたいんだ」、「こういったことどうだ」という問い合わせに対してお答えしていくようなPR一方でしていきたいというふうに思っています。

先程貸し出しの話もありましたけれども、利用登録の要件についてですが区内在住者ももちろんですが、都内在住者、それから区内在勤、在学ということになっています。

新宿区は昼間人口も本当に多く、両方、合わせると100万ぐらいの感じですか。私が、管理職になったとき、千代田区に8年間行っていました。ちょうど千代田区立図書館が現在の形になった頃でした。私は直接は携わっていませんでしたが、国立国会図書館から来ていただいた担当課長がいろいろと提案しました。そのときのいろんな議論だとか、そういうものを、私も、横で、拝見させていただきました。新宿区立図書館も昼間人口や現役世代に対して、やはりしっかりと受け止められるようにしていかなければいけないと思います。

【 会長 】

そうするとこの「人」の所にもう1項目増えていくというようになことを考えなくてはいけないということになります。それによって、その開館時間の問題もどうなのかということも言われている。先程は、岸本委員がおっしゃられていたのはどこかの地域図書館の開館時間でしょうか。

【 運協委員 】

地区もそうですけど、全体的に。結局はその地域に住んでいる人でも、図書館のある所に働いている人、学校に来ている人もいらっしゃるから、全体。

【 会長 】

全体ですね。

分かりました。その他、ワークシートにこういうプライオリティーを付けてほしいということも議論したいのですが、どういうふうにしたらよろしいでしょうか。まずは項目に過不足ないかということのほうが重要だと思います。例えばこの中で、私が、気になったのは、施設・設備の中にカフェというが入っていない。カフェが欲しいという意見があったはずですので、過不足にあたるのではないかと思います。そういうものを少々見直していただければと思います。

【 運協委員 】

案の2番の「検討、策定、施行のステップ」で、平成27年度前半に図書館運営協議会で答申をする段階。28年度に施行段階となっていますが、このタイムスケジュールについて確認をしたい。

それから今まさに会長が言われた最後のワークシートです。これは我々の作業のようですが、中央図書館について考えるわけではなくて、地域館8館を含めて全体について考えることですが、地域館の場合は、その周辺の住んでいるお年寄りや子どもということもあるし、今、新田会長が言われたように、新宿副都心辺りは当然オフィスが多いわけで、それによってこれ変わってきてしまうと思うのですが、そこはどう考えればいいんでしょ

うか。すなわち新宿区全体を中央図書館も地域館も含めてやるのか、中央館だけ取り出してやるのか、それとも地域館単位で考えるのかによって、ここは変わると思うのですが、そこはどう考えればいいのでしょうか。

#### 【 会長 】

今、二つの質問がありました。まずこの策定のスケジュールの問題。それから対象をどこまでするのか。中央館だけなのか、全館なのかということです。藤牧館長からお願い致します。

#### 【 図書館側委員 】

まず策定のスケジュールにつきましては、ここに書かれてありますように、来年の前半で答申をいただく。具体的には、これは方針案の答申ということになります。そのサービス計画というのは、図書館側のほうが方針を達成するために取り組む、図書館としての責任を持って取り組む事項でありますので、それはしっかりと図書館のほうでそれを打ち立ててやってくということになるかと思えます。

次に全館なのか、中心館と地域図書館の話なのかという部分ですが、これはちょっと悩ましい部分があります。いわゆる新宿区立図書館の方針になりますので、網は、新宿区立図書館に全部に掛かってくるわけであります。なのでそういう意味ではターゲットは全館ということになるんですが、例えばそのサービス提供の重要度とかそういったものについてはそれぞれ中心館の役割と地域館の役割は異なると思えますし、またその地域館もそれぞれの地域特性によって重要度がやはり異なってくるということがあります。従いまして、その方針としては、ここに掲げる使命とか、そういったような部分というのは全館に関わるような大きい項目で打ち立てて、それで方針については、中央図書館の担う役割、それから地域図書館の担う役割でおのずと異なるだろうと思っています。また、重要度の部分です。さまざまな切り口があるわけですがけれども、その中で先程おっしゃられたような例えばその利用対象をどういうふうにターゲットを置くかというようなところにつきましては、それぞれの地域館ごとに特性に応じて重要度によってその採用するオプションといたしますか。計画の力点もおのずと異なってくると、そのようなつくりになろうかと考えております。

#### 【 運協委員 】

そうするとサービス計画というものが地域館の数だけできてくるというイメージで良いのでしょうか。例えば戸山図書館のことを考えたら、障害者だとか高齢者のサービスの優先順位が高くなるわけですが、それは当然、地域館によってみんな異なるわけですので。また、カフェについてですが、どう考えたって、中央館での設置になると思うんですが、

地域館にそもそもそんなスペースはないし無理だろうということで、だからこのワークシートは図書館の数だけできると考えていいんですか。

【 図書館側委員 】

このワークシートをどういうふうに解釈するかですが、まずこれに上がっている項目です。これが全館を網羅するような意味か、あるいは特定の館だけをターゲットにするという意味か、あるいは中央館だけをの話なのか、地域館だけの話なのかというのはまずあるかとは思いますが。そこで、その着眼点。項目をいろいろとたくさん挙げていく。そういう中で、前回までの検討の整理の中のこの8番です。8番の所でもそのようなご議論があったかと思うのですが、例えばこの8番の真ん中の箱の中の3番目です。ゴシックで3番、「運営」となっています。サービスは図書館の規模によって左右されるということで、地域図書館8館のうち大きなサービスできる館と、サービスを絞り深めていく館にわけるといふことがありますので、要はこのワークシートはそれぞれの館ごとにできると言えらる。そういうようなことになろうかと思えます。

【 会長 】

ただそこまでやろうとすると、ここでは議論ができないのです。

【 図書館側委員 】

そうですね。

【 会長 】

全館に対象だけでも、もちろんその中心は中央館で、例えば中央館で漏れてしまう部分。その部分を地域館で補えるのであれば、地域館というように、図書館側で考えていただいたほうがいいのではないかと思います。私たちがこれは地域館、これは中央館って指定はなかなかできないような気がしますので、むしろとにかく全館に対してもっと項目があるのではないかというようなことをここで議論したほうが、恐らく基本方針に漏れがなくなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

私たちが議論した中に全く議論されなかったものがむしろ出るほうが、基本方針として十分なものではないような気がします。それをどうやってまとめるかはまた別の問題として、今ここに、「人・資料」それから「施設・サービス」ともありますけども、本当にこういう項目だけでいいのかどうかというところなんです。例えば地域館でやったらどうかということがあったり、中央館でやったらどうか、また、先程の昼間人口の問題もそうですが、そのような項目をどんどん出していったほうが、やりやすいのではないのでしょうか。時間が少なくなってきましたので、少しでもそこに入っていけたらと思えますが、いかがでしょうか。

## 【 運協委員 】

今、いろいろ議論伺っていたのですが、なぜ議論がうまくかみ合わないかと言いますと、同じ図書館でも中央図書館の規模が大きいし、しかもグローバルにやらなくてはいけない。それから地域図書館8館については、地域特性があって地域に密着しなければいけないし規模も小さいためやれることも少ない。要するに大きいものも小さいものも一つのルールでもってやらなければいけないというところに無理があるわけです。例えば法律で考えた場合は、感覚の問題と言えます。

例えば中央図書館の場合は希望性から考えて、先程法人税を納めているとか、あるいは中小企業の人とか、昼間人口の利用も考えるというのであれば、本来は教育委員会の所管というだけではこれは収まりきれないわけです。いや、サービスを提供しようと思えば、その分、膨らませていきますから、恐らく新宿区の区長直属の部局とあるいは教育委員会で共管理する。併せてやることは随分あるわけです。例えば消費者庁ができたときに公正取引委員会の所管から消費者庁に戻したり、あるいは消費者庁にできたときに経済産業省の持っていた所が今度は消費者庁に戻ったり、あるいは共管にするということは、霞が関では、随分あります。そのように考えると、この中央図書館がこれから担っていかなくてはならない課題は大きいし、単に教育というレベルで議論しても無理だということであれば、例えば産業振興とか、中小企業の振興とか、そのような部屋も含めて考えたほうがよいと言えないでしょうか。これは新宿区の場合の組織が分かりませんが、例えば区長直属のセクションに東京都でいったら自部局みたいな所あると思うんですけど、そこに共管する。一緒に管轄をするという形で、中央図書館の位置を機構的にずらす。それとともに地域館については学校図書館との連携を強めるということで、こちらのほうは教育委員会としての特性をむしろ強めるということで、本来の特性にあった形に機構を見直していく。

そしてその中で新宿区緊急対策決定ということで、事実上、震災のために止まっている新中央図書館建設を解除してもらわなくてはいけない。そのときにそういう形で仕組み自体も変えてしまう。新宿区長が新しく吉住区長となったわけですから、ちょうどいい時期でもあるし、震災から4年たてば事実上、もろもろ緊急というものは解除しなくてはならない時期に物理的には来ている。今、教育委員会のいろいろな仕組みも変わりますから、中央図書館を新宿区の組織図における位置付けを変えてしまう。そういうことで、予算もいっぱい取れるし、それから行政のスピードも上げることができるのではないかと思います。

## 【 会長 】

今もご意見がありましたけど、中央図書館自体も考えなくてはいけないことだということですね。

本日はもう多くの時間がありますが、どういうふうに、きょう、議論をしていきましょうか。これまでの議論には、いろいろな意見があって、基本方針などでこれまでやって

きていないことも新しい方針として掲げるべきこともあり、例えば電子書籍についてどうすべきかというようなことも含めて考えていったほうがいいのではないかと思います。また、サービスの部分が割とコンパクトにまとまり過ぎていて、果たしてこれでいいのかということもあると思います。もっともっといろいろサービスがあるのではないかと思います。貸出サービス、情報サービス、地域課題、多様な学習機会の4点に絞られてしまっていますが、むしろこれもっとたくさん出るのはないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 【 運協委員 】

サービスの貸出サービス等についてですが、一つ提案ですが、以前にも申し上げたかもしれませんが、先程、昼間層の人口をターゲットに何かアピールしてほしいということをお願いしました。その場合にこの貸出サービスというのが深く関わってくると思うのです。今、スマホとかパソコン、OPACで予約とかはできますが、それを取りに行くとか、返却に行くということを考えたときに、予約は簡単にできるけれど、自分で行かなくては受け取れない。だから図書館が利用できないんだという方がすごく多いと思います。だからちょっと非常に突飛な話かもしれませんが、OPACで予約した資料を例えば週に1度とか、例えば月曜日締めにして、次の1週間後のある決まった日にその間に予約が入ったものをまとめて、例えばコンビニというのは極端ですけど、駅近くの公共施設、コミュニティセンターとか、そういう所に配本して、貸し出しとか返却をスムーズにするということとはできないのかなとずっと私は思っていることなので、その辺、検討していただきたいと思いますが。

#### 【 運協委員 】

その取り組みは既に他でやっていて、サービスポイントを設置している区もありますし、コンビニでの受取りは所沢でやっています。

#### 【 運協委員 】

今の2人のお話と同じようなことを私も考えていて、それは地域との連携というところに入るのでしょうか。今、言われた書店だとか、地域の産業との結び付きというのはどこに入るのですか。それから先程齋藤委員も言われた学校との連携は、これからすごく重要なポイントになると思うのですが、それは、どこ入るんですか。例えば「人」の中の児童・青少年この中に含まれるんですか。確かにこのワークシートについては先程雪嶋会長が言われるように、もう少しきめ細かくというか、あるいは我々が記入しやすいように、あるところはもっと細かくしたほうがいいかもしれないし、部分的には統合したほうがいいかもしれません。そこはきょうのうちに意見を出しておいたほうがいいのだらうと思います。

今、言われたようなサービスポイントを増やすことは公共施設の中であっていいと思うんですよ。言われたことは決して、荒唐無稽ではなくて、確かにコンビニで受け取ると便利だと思います。所沢の実績がどれぐらいなのかわかりませんが。一時、岐阜のほうでも西濃運輸かなんかが地元の流通業で、そこを使ってデリバリーをするということを、考えたのですが、あんまり利用は多くなかったんで、今、やめているみたいですが。

【 会長 】

所沢市民は非常に便利だと言っております。

【 運協委員 】

そうしたら多分、特定のコンビニになってしまうとは思いますが、指定した所で資料が受け取れるということはやれるとは思うのです。だからこの中で言うと、やはり施設・設備か、管理・運営の所にそういう項目が入ってくるのではないのでしょうか。

また、地元の産業、本屋さんとの連携だとか、あとそれ以外にも新宿は、海外からの観光客が多いのであれば、観光つまりホテルだとか、そういう観光業との連携みたいなものも考えていいと思います。もちろんさっき言った地域の学校との連携は絶対、欠かせないと思うので、それが当てはまるような項目を用意していただければいいと思います。

【 運協委員 】

先程の説明の中で、書籍の売上げについてありました。10何年の間で半分近くなくなってしまっている。

でも図書館の利用は3割ぐらい増えている。先日の選挙の前のときに本を軽減税率に入れるか入れないかということで、今、出版界も協議やっているのですが、それで、本を読む人口の5000万人に1人5000円ぐらいで本しか買えない図書券を全員に配れと。

そうすると出版界の売上げに3000億ぐらい貢献する。それはイコール図書館の人を増やすということになるのですよ。本を買う人が増えると、図書館に行かなくなるわけではない。本を読む癖をつけて人が増えると図書館も良くなるのだから、お金であげるとか変なこと言わないで、図書券配と。すると出版界も良くなるのではないかという話をしているんだけど、コンビニまで届けるサービスの、費用となると税金でしょう。

【 会長 】

コンビニのデリバリーに乗せる。

【 運協委員 】

デリバリーって言っても誰かが持って行って、また取りに行くんでしょ。やはり。すごい費用が掛かるのではないですか。



だったらやはりもっと本を買う。本だけしか買えないという図書券を、みんな1人に5000円ずつぐらい配ってくれと。

そうすれば出版界は良くなりますよ。出版界ももうかれば税金を払いますよ。利益が出れば、給与も上げますよ。そうすると図書館に行かなくなるだろうということは絶対うそですよ。やはり出版が良くなれば、図書館も良くなるに決まっているんだから、やはりもうちょっと抜本的なことをやらないと、なんか細かいことでちょこちょこちょこちょこ言っているうちに、またすぐ1年ぐらいたってしまうのです。だから話が、飛んで、すいませんが、今、そういう話を出版界でしていると。図書券を5000円ずつ。全国民に配れと。小学生から、高齢者まで。

【 運協委員 】

いや、いいですけど、財源はどうするんですか。財源。

【 運協委員 】

図書カードですね。今。

【 運協委員 】

そうすると、企業がもうかれば税金払う。今、出版界から国へ払っている法人税がすごく落ちています。

【 会長 】

それだけではなくて、新宿区には出版に携わっている業者がたくさんおりますので、そういういわゆる地場産業といたしますか。

【 運協委員 】

出版社というのは100冊作っても、101冊作ってもあんまり原価変わらないのです。

そうしたら今、資料費がないと言っているのだったら、国会図書館の納本制度ではないけど、新宿区の出版社は中央図書館に納本義務があるというようにすれば、資料費が要らなくなるわけです。全部、出版社がただでくれる。

だからやはり納本制度をもう少し丁寧に広げて、国会図書館だけではなく、革新的なことをやらないと、日本の出版界は駄目になるし、本が出版されなくなるし、高くなる。資料費が減ってくる。図書館にも影響あるとおもいます。必ず。なんかすいません。話がずれて。

【 会長 】

では今のお話で、いわゆる産業振興といたしますか、地場産業の支援といたしますか。

特に新宿区はそういう場所ですから、ここは課題として取り上げるべきところがあると思います。新宿というと、西新宿の高層ビルなどばかり浮かべますけど、実際には飯田橋に至るまでの出版街道みたいな所もありますので、ここは非常に、取り上げなくてはいけないと思います。そういうものをどこにこの中に入れていくかです。図書館で、そういうのはこういうに取り込んだらどうかというご提案をいただけますでしょうか。そうすればちょっと議論が進むかもしれません。

#### 【 運協委員 】

先程の説明で、望ましい基準の項目を取ってきたとおっしゃいましたが望ましい基準にはあったと思うのですが。地域のそういう産業という言葉を使っていたかどうか知りませんが、そういう所との連携というのはあったと思います。

#### 【 図書館側委員 】

そうですね。連携協力というのは、望ましい基準の総則のほうにございます。

このワークシートの書き方がこの望ましい基準の中の、公立図書館、市町村立図書館のほうに、重点を置いた形になっています。ただこの中で、「人」の所に、サービスの対象としての利用者個人といった意味での「人」。それからその下に協働という枠が少なかったため、協働としか入ってないんですけれども、ここに学校連携や地域連携について、項目立てをしたつもりでした。現在はボランティア活動のそういった意味でサポーター制度がありますが、ご覧いただければと思います。先程、コンビニでの配本というのが、サービスポイントの議論と関係してきますが、書店とか、出版界との連携あるいはその地域の地場産業との連携といったようなことは、ここにもう少ししっかりと位置付けていこうと思います。

#### 【 運協委員 】

つまり大きくは「人」と「資料」と「施設・設備」、あるいは「管理運営」および「サービス」に分かれているわけです。そうすると今も協働の所は、やはり「人」の面での協働でボランティア活動が入っているというわけですね。

それならば学校という施設との連携だとか、地元の観光協会との連携だとか、商工会議所との連携というのは、やはりここには入れにくいんじゃないんですかね。

#### 【 図書館側委員 】

そうするとこれは望ましい基準のこの、総則に趣旨、設置の基本で、運営の基本で、また、著作権等の定義や危機管理とありますので、これを一つの事項として取り上げていくことも図書館内で検討していきます。これらは図書館側で考える要素が大きいと思いますので、これに合わせた形で、項目だけはもう一回整理したほうがいいのかもかもしれません。

【 運協委員 】

ワークシートのほうですか。

【 図書館側委員 】

はい。

【 会長 】

そうすると、もう1項目増やすと、そこには産業との連携とか学校とか、それから要するにこういう配本サービスの基本的な部分を入れていくということによろしいでしょうか。そして、重要度についてですが、今日、ここでもう議論できないと思いますが基本方針の骨格をもう一回、今年度ありますので、そのときまでに骨格ができて、それに対して議論できればいいということによろしいでしょうか。

ではもうあまり時間がないのですが、きょうはとにかくこの部分をもう少し議論をしたほうがいいのかと思いますので、この議論を続けたいと思いますが、他にいかがでしょうか。重要なポイントが抜け落ちているというところがあれば、ぜひ。

【 運協委員 】

先程私が、言ったような話、誰が最初に発言するかといったときに、出版界が言えば、自分のビジネスのために言っているのではないかと思われるのですが、図書館が割合そういうことに発言するような時代に今なってきています。図書館というのは、教育にも文化にも高齢者対策にも少子化対策にも関係があって図書館が声を上げる母体の一つになる力を得てきたということで、図書館界というのはやはりそういうことを代表して言う。5000円の図書券もらったら、高齢者は、病院に行く数、減りますよ。自宅で本を、読むから。医療費だって少し落ちているでしょう。用がないから、病院に行ったりする。だからやはり図書館って発言権があるということを、もう一遍自覚を持ってほしいと思います。

【 運協委員 】

新宿の図書館辺りから、そういう政策提言的なことを言ってもいいと思います。

【 運協委員 】

チラッと安倍総理がと言っただけで、動きますよ。みんな、もっと本、読めって、あの人、盛んに言っているのだから。「本読め。本読め」って言ったって、「図書館へ行け」って言っても、「昼間、忙しい」と言うでしょう。1人5000円くれたら、喜ぶますよ。お母さん。必ず本屋行って、子どもの本、買いますよ。それは。

【 会長 】

それでは他の方、いかがですか。

【 運協委員 】

やはり新宿区の中央図書館の立ち位置が不明で、まず立ち位置を探すということが一つ。それができないために、いろんな所との連携も当然できないわけです。主体性がないのはなぜかという、立ち位置が不明だからです。そこがはっきりすれば、もっと自分の自己主張が出てくるはずなんです。

もう少しと立ち位置をしっかりと、そのためには中央図書館が地域図書館とは別の役割を期待されているということを考えて、共管理説も一つの方法だと思います。

どこに立ち位置を置くかによって、どういうサービスを提供できるかということと結び付くので、そこをよく考えたほうがいいと思います。

【 運協委員 】

最後に一言いわせていただきますが、これ運営協議会でやるわけなので、今、立ち位置と言われましたけども、基本的にはやはりこれは新宿区の図書館という立ち位置で、計画の「はじめに」とか「おわりに」というようなところで、日本全体の図書館もそれぞれ社会的な役割があり、地域の中だけではなくて、社会的な使命ということを図書館も考えていくべきだみたいなことを入れてはどうかと思います。基本的には、新宿区のこれからの図書館がどうあるべきか。特に中央図書館の建設予定がいつになるか分かりませんが、新中央図書館の基本計画ができています。それを中心に地域の図書館が地域の中の暮らしや地域の中での学習を支えていくのかというような立ち位置をつまみ地に足の着いた議論をすればいいのであって、いきなり図書券を送ろうというのは、やはりちょっと距離が私にはある。だからそれは最後に今後の日本の図書館の在り方を考えたほうがいいみたいなことは付け加えてもいいと思いますけど。このワークシートを今後だんだん整備していったら、この委員にはいろんな立場の人が集まっているわけですから、それぞれの視点からここは地域館でもっと重要視してほしいとか、あるいは中央図書館であればここは地域館だけではできないからここをやってほしいというようなことを上げていけばいいんだと思います。ただ私は、1番でやはり使命、ミッションをきちんと考えて欲しい。ミッションはどうしても中央館と地域館は違うし、地域館でもそれぞれの地域館によって、おのずと変わってくるので。分けて考えた上で、それを反映させるようなこの個別のワークシートの所ができて、場合によっては地域館についてはここをもっとここをもう少し重要視するというようなことを付け加えるというようなイメージで考えていったらどうでしょうか。

【 会長 】

それでは時間が来てしまいましたので、きょうはこの9の「ワークシート」に盛り込む項目を議論をして、さらに今の区分では不足しているので、さらに追加する。それから今後、中央館と地域館というものをどういうふうに切り分けていくかということです。そういうのをもう少し整理したものとして次回にご提案いただいて、それを土台にして、そのプライオリティーとかそういうなところを議論をしたほうがいいんじゃないかと思います。それからミッション、使命ですけれども、考えると書いてあるんですけども、これはここから提案するようなミッションになるのか、それとも新宿区としてはこうしたいなどが前提としてあると思う。

例えばこんなものが今まであったということも説明していただいたほうが私は議論しやすいんじゃないかと思います。その辺を次回、準備していただきたいと思います。

次回ですが、3月の中旬ということになります。日程が決まり次第お知らせします。今年2014年の最後の協議会ということになりました。大変、寒い中、お集まりいただきましてありがとうございました。皆さま、体に気を付けて、良いお年をお迎えください。お疲れさまでした。

(了)